

品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付要綱

制定 平成 9 年 2 月 13 日 区長決定
改正 平成 15 年 2 月 7 日 要綱第 3 号
改正 平成 20 年 3 月 24 日 要綱第 52 号
改正 平成 28 年 2 月 17 日 要綱第 43 号
改正 令和 3 年 8 月 6 日 要綱第 259 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区内私立幼稚園の防災および安全管理対策を講じる経費の一部を助成し、園児および教職員の安全性を確保するとともに、園舎等の教育環境整備に努めるため、品川区が交付する品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、区内私立幼稚園の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、新たに設置者を欠きやむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営および経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第 3 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1)防災安全に対する経費

- ① 防災用具購入費
- ② 防災非常用品購入費
- ③ 施設・設備費

(2)遊具安全管理に対する経費

- ① 遊具購入費
- ② 遊具修繕費
- ③ 施設・設備費

(3)その他安全管理に対する経費

- ① 用具等購入費

- ② 修繕費
- ③ 施設・設備費

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(交付予定額の通知)

第5条 区長は、品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付予定額通知書（第1号様式）により、当該年度の補助金の交付予定額を補助対象者に対して通知する。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定および通知)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知する。

(請求)

第8条 交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付決定の日から14日以内に品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付請求書（第4号様式）により区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、補助対象者から前条の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助対象者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助対象者は、補助金交付年度の翌年度5月末日までに、品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金実績書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 区長は、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 補助対象者は、前条の規定により取り消しがあった場合において、既に補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成28年2月17日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

発 第 号
年 月 日

幼稚園設置者

様

品川区長

年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金
交付予定額通知書

「品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付要綱」に基づき、本年度の交付決定額を通知いたしますので、下記により申請してください。

記

1. 交付予定額 ¥ _____

2. 提出書類

- (1) 品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付申請書（第2号様式）
- (2) 品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付請求書（第4号様式）
- (3) 補助金の執行内容に関する領収書等

3. 提出期限 _____ 年 月 日（ ）

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金
交付申請書

品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金の申請額 ¥ _____

2. 補助金の執行内容

品名等	金額	備考
合計金額		

幼稚園設置者

様

品川区長

年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金
交付決定通知書

付で申請のあった 年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金について、
下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額 ¥ _____ -

2. 補助金の使途 年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金交付申請書のと
おりとする。

3. 補助条件 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わ
なければならない。

(1) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対
象経費の執行状況を常に明確にしておく。

補助対象経費の執行状況について、区長から報告を求められた
場合は、速やかにこれに応じる。

(2) 当該年度が終了したときは、翌年度の5月末日までに、品川区
私立幼稚園防災安全対策費補助金実績書（第5号様式）を区長に
提出する。

(3) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日
までに補助金を返還する。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

㊞

幼稚園名	
所在地	
設置者	㊞

年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金
交付請求書

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

※金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※金額の頭に¥の記号を併記してください。

年 月 日

品 川 区 長 あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金実績書

年 月 日付 発第 号で交付決定した、品川区私立幼稚園防災安全対策費補助金の使途について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金額 ¥ _____ 一

2. 補助金の執行実績

補助金交付額	補助金執行額	差引額

3. 補助金の執行実績の内訳

品 名 等	金 額	備 考
合 計 金 額		